

令和7年12月24日  
川西市教育委員会  
教育推進部教育保育職員課

## 川西市職員の懲戒処分等について

令和7年12月24日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和6年度において、養育する2人の子どものために、子の看護休暇を10日間取得していた。しかし、当該職員の養育する子どもの内1人が令和6年度において、中学生となっていたことが令和7年度において分かった。確認を行ったところ、制度への理解が不十分で、誤った休暇取得をしていたことが判明した。このため、令和6年度に取得した10日間の子の看護休暇の内、誤って取得した5日間の休暇を取り消したことで、5日間の欠勤となった。

##### (子の看護休暇)

中学校就学前の子を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は子に予防接種や健康診断を受けさせる際の付き添い等、要件を満たす場合に取得可能な休暇。

1年度につき5日以内、養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日以内。

#### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
教育委員会教育推進部	主任級	50歳代(女性)	R7.12.24	戒告

【問い合わせ先】  
教育推進部  
教育保育職員課  
電話 072-740-1242